

つくば構造生物産業利用推進共同体細則

平成18年4月1日制定

平成21年4月1日改訂

平成22年11月30日改訂

平成29年1月6日改訂

第1条 (目的)

この細則はつくば構造生物産業利用推進共同体規約第8条に規定する施設利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (施設利用)

企業会員は一年度あたり400万円以上の施設使用料を大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構へ支払う。ただし年度途中の入会の場合、当該年度に企業会員が支払うべき施設使用料は、入会日からの残りの日数に応じたものとする。

第3条 (諸手続き)

施設利用に関する諸手続きは、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構が定める利用約款に従う。

第4条 (ビームライン)

本共同体が施設利用として用いるビームラインは、BL-1A、BL-5A、BL-17A、AR-NW12A、AR-NE3Aの構造生物学研究センターが管理、運営する挿入光源ビームラインである。

附則

1. この規約は、つくば構造生物産業利用推進共同体設立の日から実施する。